

# 寄 付 行 為

昭和 30 年 6 月 25 日設立

昭和 32 年 11 月 8 日財団法人許可

財団法人 全国修学旅行研究協会

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 この法人は、財団法人全国修学旅行研究協会と称する。
- 第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段南2丁目6番8号に置く。
- 2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 この法人は、修学旅行が教育的に適正且つ有効に行われるよう修学旅行に関する調査、研究及びその実施運営についての指導、助言を行い、もつてわが国教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 修学旅行に関する実態調査
  - 2 修学旅行の実施運営に関する指導・助言
  - 3 修学旅行の実施運営に関する関係諸団体との相互研究
  - 4 修学旅行に関する研究会・映画会・講演会等の開催
  - 5 修学旅行に関する参考資料の作成と提供
  - 6 機関紙・研究書・指導書等の刊行
  - 7 その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

- 第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。
- 1 この法人設立当初山本種一外8名の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
  - 2 資産から生ずる収入
  - 3 事業に伴う収入
  - 4 賛助会費
  - 5 寄付金品
  - 6 その他の収入
- 第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
  - 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
  - 4 寄付金品の採納は、理事会の議決を経て行い、寄付者の指定あるものは、その指定に従い基本財産又は運用財産に編入する。
- 第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決により確実な有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とし、あるいは確実な銀行の定期預金として理事長が保管する。
- 第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

- 第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、事業に伴う収入、賛助会費等運用財産をもって支弁する。
- 第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。  
事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
- 第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又翌年度に繰り越すものとする。
- 第12条 第8条及び第12条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会の議決を経なければならない。
- 2 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員及び顧問並びに評議員、職員

- 第14条 この法人に次の役員を置く。
- 1 理事 9名以上15名以内。ただし、評議員数を上回らないものとする。  
(うち理事長1名 専務理事1名 常務理事1名)
- 2 監事 1名又は2名
- 第15条 理事及び監事は評議員会でこれを選任する。
- 2 理事は互選で、理事長1名専務理事1名常務理事1名を定める。
- 第16条 理事長はこの法人を代表する。
- 2 専務理事は理事長を補佐して、この法人の会務を総理するとともに、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基き、日常の事務に従事する。
- 第17条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。
- 第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。
- 第19条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。  
この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。  
役員は報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 第21条 この法人には、この法人の重要事項を諮問するため顧問を置くことができる。  
2 顧問は、理事会の承認を受けた者につき理事長が委嘱する。
- 第22条 この法人には、評議員10名以上15名以内を置く。  
2 評議員は、教育関係者及び学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長がこれを任命する。  
3 評議員には、第19条の規定を準用する。この場合には同条の規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。
- 第24条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。  
2 職員は、理事長が任免する。  
3 職員は有給とする。

## 第5章 賛助会員

- 第25条 この法人に賛助会員を置く。  
2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費を納める個人、団体とする。
- 第26条 賛助会員は、理事会の議決を経て定める規程により、この法人の行う各種の行事に参加し、その他の待遇を受けることができる。
- 第27条 賛助会員は、次の理由によってその資格を失う。  
1 脱退又賛助会費の滞納  
2 死亡又はこの法人の解散  
3 除名
- 第28条 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。  
1 この法人の賛助会員としての義務に違反したとき  
2 この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき
- 第29条 既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第6章 会議

- 第30条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。  
2 理事会の議長は、理事長とする。  
3 評議員会の議長は、出席評議員の中から選任する。
- 第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することはできない。

ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第32条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第33条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名が署名押印の上、これを保存する。

## 第7章 寄付行為の変更並びに解散

第34条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数おのおの3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第35条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数全員の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

第37条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、外の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員及びその他の職員名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公庁往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画
- (9) 収支計算書及び事業報告書

- (10) 貸借対照表
  - (11) 正味財産増減計算書
  - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
  - 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第9章 補 則

第38条 この寄付行為についての細則は、理事会の議決を経て定める。

### [付]参与理事に関する規定

- 第1条 財団法人全国修学旅行研究協会寄付行為第38条にもとづき、参与理事に関する規定を定める。
- 第2条 財団法人全国修学旅行研究協会のため、多年にわたり功勞のあつた役員が退任した場合、理事長は理事会の議決を経て、これを参与理事とする。
- 第3条 参与理事は理事長が必要と認めるとき、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第4条 特別の場合評議員会に第9章 補則 [付]参与理事に関する規定 第2条の規定を摘要することができる。
- 第5条 この規定は昭和58年12月9日から施行する。

平成6年2月15日改定  
平成10年12月28日改定  
平成11年11月29日改定  
平成13年12月25日改定  
平成18年2月24日改定